

日程第31 議案第28号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第35号 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について までの5件

議長（上田順康君）日程第31 議案第28号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第35号 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（木下善之君）追加議案を上程させていただきました。

それでは、説明申し上げます。

議案第28号は、橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

国におきましては、国家公務員退職手当制度の改革の必要性や給与構造の改革の状況等に鑑み、職員の在職間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改正するとともに、一定間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設するなどのため、平成17年11月7日、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されております。

また、和歌山県をはじめ県内の地方公共団体におきましても、本市を含む一部の団体を除き、国の改正に準じた退職手当条例の一部改正がなされ、4月1日から施行されているところでございます。

つきましては、本市においても国の改正の趣旨に鑑み、国に準じた改正をいたしたく提

案するものでございます。

議案第29号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、和歌山県が乳幼児医療費補助制度を改正したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、入院外の支給対象者を4歳到達月までの者から就学前までの者に拡大し、一定の所得制限を設けるものであります。

議案第30号は、橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成18年6月から新設した呼吸器外科の標榜を追加するものであります。さらに、7月から入院医療費の包括評価方式を導入することに伴い、医療費の支払い方法が変わるため、所要の改正を行うものであります。

選第1号及び選第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

これは、人権擁護委員のうち、山本重雄氏と野田和雪氏が既に任期満了となり、人権擁護委員法第9条の規定により、後任者が委嘱されるまでの間、職務をお願いしているところでございますが、同法第6条第3項の規定により、次期委員として裕重治氏と松本良治氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案3件及び選2件についてご説明を申し上げます。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明とします。

議長（上田順康君）市長の説明が終わりま

した。

これより議案第28号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番（阪本久代君）職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるためという説明が今あったんですけれども、新旧対照表を見ましたら、37ページもありまして、ずっと読んでいても何が何だかよくわからないといいますが、どこがどう変わっているのかというのがもう一つよくわからなかったんですけれども、もう少し、どう変わったのかの説明をお願いします。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）今、説明要旨の中で貢献度ということがあったわけですが、この貢献度を反映させるというのは、具体的にどうするかといいましたら、在職期間中の職務、例えば課長の期間とか課長補佐の期間というのを考慮して、職務の在職期間を考慮した中で、例えば同じようにやめられても、課長の期間が5年の方と10年の方でしたら退職金が違うというような形になってございます。

ということで、基本的な考え方の上へ退職手当の調整額として、在職期間の考え方が入っておるわけでございます。新旧対照表の中ではちょっとどこかわかりませんが、そういうことでございます。

議長（上田順康君）質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番（阪本久代君）乳幼児の医療費が県の施策に伴って小学校就学前まで延びるということで、大変喜ばしいことだと思います。ただ、所得制限がつきますので、今まで補助をもらっていた方がもらえなくなる。この所得制限によって支給対象から外される方がどのくらいの割合になるのかというのが1点。

それともう一つは、今まで橋本市は、旧高野口町もですが、県に加えて1歳分、4歳までの分を独自に延ばしていたわけです。その延ばしていた金額と、今度、それも県が半分出すことになるんですけども、小学校入学前までに延ばす分との、まあ言うたら負担が増える分との差額がどのくらいあるのか。今まで市が独自に出していた分、4歳児の1年分延ばしていた分と、今度新たに延びることによって出さないといけなくなる分との差

額がどのくらいあるのか。

この2点についてお尋ねします。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）今回の改正に伴いまして、所得制限もあわせて設けられたわけですけれども、基本的に所得制限の考え方は、乳幼児を扶養する保護者の所得が児童手当特例給付所得制限限度額を対象といたします。

具体例を示しますと、夫婦と子ども2人の場合、収入ベースで約860万円未満となります。動きますけれども、今回の制度改正で子育て世帯の約90%が対象になります。

それと、所得制限を設けることによって、対象外になる方もあわせていらっしゃるかもしれませんが、基本的に平成18年度中は経過措置を設けまして、平成18年9月30日までの出生分に限り、所得制限により対象外になった乳幼児についても通院は3歳未満、入院は就学前まで県費補助金の対象となります。

それと、対象者の拡大によりまして、どれだけ費用が増えるかということなんですけれども、10月1日からの施行になりますので、本年度については1,800万円程度、次年度は12カ月丸々になりますので4,000万円程度の支出増加となります。補助金が2分の1、県のほうから出てきますので、その半額の2,000万円程度というか、以上の支出増加となります。

それともう一つ、非該当になる方の数なんですけれども、一応所得オーバーで、90人程度非該当になるんじゃないかと推測しております。

議長（上田順康君）33番 森安君。

33番（森安欣吾君）今の所得制限の件なんですけど、今までは所得制限がなかったので4歳までは全員が受けれたと。たまたまお父さんが金もうけて、もうけるということは所得

制限がかかるくらいということは、ある意味で、これは国の方針やからしゃあないようなものやけども、ほかにようけ所得税から何から収めているはずですよな、収入が多いということは。本市だけで独自でこれは設けてやることはできへんのかな、4歳から6歳まではオーバーした分、新しい制度が変わったんや、4歳も、一応ただにしてやれへんかというような、何ぼもうけておってもただにしてあげませんか、今まではただにしておったんやから、年齢によってオールただやったわけやろう。だけど、少子化対策からしたら、国がやった施策で私が言うのはおかしいんですが、せっかく国でやってここまで引き上げたんだけども、少子化対策全般からしたら、結局、逆に、収入によって、収入が多いということはいろんな面で社会貢献されているんやけど、そこのお子さんについては医療費が今度は有料になると。90名の方がそうになってしまうんですか。その点、もういっぺん詳しく、ちょっと教えておいてほしいんです。その人からしたら、これは改悪になると思います。その点を教えていただきたいと思います。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）今回の所得制限の導入につきまして、現行は所得制限がなかったわけですけれども、児童手当と同様の所得制限が設けられることとなります。不認定の見込みとして、国は10%程度としておりますけれども、本市の状況から、大ざっぱな数字ですけれども、今現在で本市の見込みとして3%くらいを見込んでおります。人数的には、先ほど90人と言いましたけれども、90人から100人程度、ちょっと幅がありますけれども、それくらいが見込まれるんじゃないかと思えます。

拡大については、今現時点でどうこうと、一担当部長で答えられることはできませんの

で、ご意見として伺っておきたいと思います。

議長（上田順康君）24番 上久保君。

24番（上久保 修君）私もちょっとお聞きしておきます。

今までその90人から100人の方は自動的に現物給付で受けられたということなんですけども、もしこの方たちが医療機関で受けられた場合に、その時点では何も支払うあれはないんですけど、後日に支払い請求が回ってくるわけですよね。そこら辺の仕組みというものをちょっとお聞きしたいんです。後でどういうふうになってきて、トラブルが起きないように、前もっているんな形で周知はされておるんでしょうけど、その点についてちょっとお聞きします。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）私、ちょっと実務的なことはわかりませんが、給付については、橋本市内での医療機関に受診した場合には基本的に窓口負担がないわけです。それで、橋本市外で受診した場合には払い戻しとなります。当日の医療費を医療機関に支払っていただいた後、乳幼児医療診療費証明書、これに乳幼児医療支給申請書を添えてこども課のほうへ提出していただくという形になっております。橋本市外で受診された方については、一度医療機関へ支払っていただいて、医療を受けたという医療証明書をこども課のほうへ持参していただいて、あわせて申請をしてもらい、申請書を書いてもらおうと、そういう形になります。

議長（上田順康君）24番 上久保君。

24番（上久保 修君）そういうことはわかるんですけど、先ほどのお話の中から、今まででしたら、こういう高額の方も現物給付ということで無料やったんですよ。この90人の対象外の方が、医療に子どもさんがかかったときに、窓口ではお支払いされませんか。

当然、全額これ、対象外になってくるということは後ほど請求が回るわけでしょう。そこら辺の仕組みとものか、その人たちに理解してもらうためにどういうふうな形をとっておられるのか。また、当然、窓口では、私は所得をオーバーしていますからというようなことで申請して払ってくれる人はいいですけども、そうでない場合どうするんですか、そうしたら。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）平成18年度中は経過措置が設けられまして、平成18年9月30日までの出生分に限り、所得制限により対象外になった乳幼児についても通院は3歳未満、入院は就学前まで補助の対象とすることになります。

それと、受給者証によりまして受診しますので、不認定になった方につきましては、受給者証が手元にないわけです。それで、3割を本人負担していただくという形になります。

議長（上田順康君）22番 阪本君。

22番（阪本久代君）今の同じところなんですけれども、橋本市では今まで4歳までだったわけです。今の説明では、3歳までの方は18年度に限って今までどおりと。そうすると、1歳分の方は所得制限がつくということになるんですね、10月1日から。そうしたら、何人になるかはちょっとわかりませんが、その方にとったら、先ほど上久保議員が言われたように、とてもややこしいというか、トラブルではないかなというふうに思うんですけども、その辺の周知徹底とか、できればせめて4歳の、その1歳分の方は今までどおり半年続けてもらえればとは思いますが、その辺の周知徹底等を含めて答弁をお願いします。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと実務

的なことは、そこまで詳しくわかりませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（上田順康君）質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、選第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件はこれに同意することに決しました。

次に、選第2号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件はこれに同意することに決しました。

健康福祉部長。

健康福祉部長(上田敬二君)済みません。
阪本議員の答弁を保留していた部分について

お答えいたします。

3歳児の市単独事業分については、経過措置として3月末まで見ていく必要がある。そう決められております。

議長(上田順康君)以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明6月16日から6月27日までの12日間は委員会審査等のため休会とし、6月28日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

議長(上田順康君)この際、各委員会の開催日等について日程表を配付いたします。

(職員・日程表配付)

議長(上田順康君)配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。

(午後4時40分 散会)